



# 山形県公報

平成20年10月10日(金)  
第1984号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                    |                   |      |
|------------------------------------|-------------------|------|
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....   | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 1345 |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...     | 1346 |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....                | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 森林法施行規則第22条の8第1項第6号に規定する害虫の指定..... | (森林課) ...         | 同    |
| 森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定.....      | (庄内総合支庁森林整備課) ... | 同    |
| 公共測量の実施の通知.....                    | (管理課) ...         | 1347 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....      | (都市計画課) ...       | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (村山総合支庁建築課) ...   | 1348 |
| 道路の位置の指定.....                      | (最上総合支庁建築課) ...   | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....   | (出納局) ...         | 同    |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|-------------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                  |      |
|------------------------------------------------------------------|------|
| 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程.....                                       | 1349 |
| 第45回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる<br>一般放送事業者及び放送回数..... | 1350 |

### 公 告

|                    |               |      |
|--------------------|---------------|------|
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業経済交流課) ... | 同    |
| 同.....             | (同) ...       | 1351 |
| 同.....             | (同) ...       | 1354 |

## 告 示

山形県告示第867号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地          | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------|----------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人なでらの森<br>米沢市城西四丁目 5 番69号 | 楓<br>米沢市城西四丁目 5 番69号 | 就 労 移 行 支 援 | 平成20.10. 1 |

## 山形県告示第868号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.60%」に改める。

第4条中「365」を「その期間の日数」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年9月19日から適用する。
- 平成20年9月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第869号

寒河江市から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年10月3日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（日田中向地区）  
寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧に供する場所  
寒河江市役所
- 縦覧に供する期間  
平成20年10月14日から同年11月12日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第870号

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の8第1項第6号に規定する知事が指定する害虫として、カシノナガキクイムシを指定する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第871号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                           |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                         |                               |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成20年10月31日から<br>平成21年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                           |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同 上                           |

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から14日以内に、庄内総合支庁を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。なお、届出がない場合は1の期間内に3の措置を行わないものとみなす。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共測量を実施する地域

米沢市東大通から米沢市成島町地域

2 公共測量を実施する期間

平成20年10月1日から同年12月20日まで

3 作業の種類

公共測量（2級水準測量）

山形県告示第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大石田町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 大石田都市計画公園

(2) 名称 2・2・1号大石田公園

2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第874号

次の開発行為は、完了した。  
平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年9月8日 指令村総建第5021号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字中原758 - 1、759 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市久野本四丁目16番10号  
株式会社 須藤不動産

山形県告示第875号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。  
平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有道最総建第204号
- 2 指定の場所 新庄市金沢字前野2151番7、2156番3、2152番15
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル 延長72.769メートル
- 4 指定年月日 平成20年9月30日

山形県告示第876号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「東根市大字蟹沢字大道東2091番地」 を 「東根市さくらんぼ駅前二丁目17番19号」 に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月11日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年10月10日

山形県公安委員会  
委員長 加 藤 有 倫

山形県公安委員会規則第7号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1号村山警察署東根交番の項中「大字蟹沢」を「さくらんぼ駅前一丁目」に改める。

附 則  
この規則は、平成20年10月11日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第83号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月10日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第36号様式の2を次のように改める。

第36号様式の2（名称等の掲示）

| 名簿登載者の氏名及び<br>当選人となるべき順位 |               | (ふりがな)<br>略 称 | (ふりがな)<br>名簿届出政党等<br>の 名 称 | 衆議院<br>比<br>例<br>代<br>表<br>選<br>出<br>議<br>員<br>選<br>挙<br>名<br>簿<br>届<br>出<br>政<br>党<br>等<br>名<br>称<br>等<br>掲<br>示<br><br>年<br>月<br>日<br>執<br>行 |
|--------------------------|---------------|---------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 順位            |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 氏 (ふりがな)<br>名 |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 順位            |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 氏 (ふりがな)<br>名 |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 順位            |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 氏 (ふりがな)<br>名 |               |                            |                                                                                                                                                |
|                          | 順位            |               |                            |                                                                                                                                                |

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示の様式である。
- 掲示は、法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、上端から行うものとする。

3 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」は縦書とし、「当選人となるべき順位」は横書とする。

4 掲示を作成した後、名簿登載者の記載の抹消、名簿登載者の補充の届出、名簿の取下げ、名簿の届出の却下又は名簿登載者の補充の届出の却下の通知があつたときは、当該部分を抹消し、又は訂正するものとする。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第84号

第45回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成20年10月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数 | テレビジョン放送                           | ラジオ放送       |
|----------------------|------------------------------------|-------------|
| 1人または2人              | 株式会社山形テレビ 1回                       | 山形放送株式会社 1回 |
| 3人                   | 株式会社さくらんぼテレビジョン 1回<br>株式会社山形テレビ 1回 | 山形放送株式会社 1回 |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成21年2月10日まで縦覧に供する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋藤 弘

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ白山店  
鶴岡市白山字西木村19番1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社丸久砂利店 鶴岡市鳥居町10番6号  
代表取締役 佐藤トシ
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反田悦生   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

## 4 変更年月日

平成20年5月14日

## 5 届出年月日

平成20年9月12日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年2月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年2月10日まで縦覧に供する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 上原治也

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-------------|---------------------|---------|
| イオン株式会社     | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 岡 田 元 也 |
| 株式会社 つ る や  | 鶴岡市末広町5番8号          | 三 浦 美 智 |
| イトキン株式会社    | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号 | 辻 村 章 夫 |
| 株式会社 い げ た  | 福島県福島市本町2番7号        | 井 桁 幸 治 |
| 株式会社 ブルーグラス | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 木 村 保   |
| スナップス販売株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地   | 西 原 浩 二 |

|                  |                        |       |
|------------------|------------------------|-------|
| 株式会社 新光堂         | 天童市本町一丁目4番39号          | 阿部米位  |
| 株式会社 カバンのフジタ     | 山形市十日町一丁目2番27号         | 藤田宏次  |
| 日本トイザラス株式会社      | 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地      | 田崎學   |
| 株式会社 ハーモニカ       | 東京都西東京市田無町三丁目9番10号     | 松崎好男  |
| 株式会社 ハニーズ        | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久  |
| 有限会社 ファンシーコーナー荒井 | 山形市双月町四丁目3番20号         | 荒井文三郎 |
| 株式会社 システムジュウヨン   | 大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号     | 石田勝彦  |
| 株式会社 ファイブ・フォックス  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号     | 上田稔夫  |
| 株式会社 ニューステップ     | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩田愛一郎 |
| 愛眼株式会社           | 大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号   | 佐々栄治  |
| 株式会社 アカシヤ        | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目11番15号   | 明石重美  |
| 株式会社 文教堂         | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号   | 嶋崎欽也  |
| 株式会社 夢や          | 香川県高松市朝日新町17番20号       | 高杉弘美  |
| 株式会社 やまと         | 東京都新宿区新宿三丁目28番地16号     | 矢嶋孝敏  |
| 株式会社 アメリカ屋       | 宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1   | 斎藤憲正  |
| 株式会社 タカキュー       | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号        | 白井一秀  |
| 株式会社 コックス        | 東京都江東区新大橋一丁目8番11号      | 荻原久示  |
| 株式会社 富岡本店        | 山形市七日町二丁目1番8号          | 富岡善一郎 |
| 株式会社 ピンクハウス      | 東京都渋谷区美南平台町17番12号      | 城尾卓佳  |
| 株式会社 オンワード樫山     | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号      | 廣内武   |
| 株式会社 ワールド        | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号   | 寺井秀蔵  |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 村井正平   |



|                      |                       |         |
|----------------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 つるや             | 鶴岡市末広町5番8号            | 三浦美智    |
| イトキン株式会社             | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号   | 辻村章夫    |
| 株式会社 いげた             | 福島県福島市本町2番7号          | 井桁要     |
| 株式会社 ブルーグラス          | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 木村保     |
| スナップス販売株式会社          | 高知県高知市本町四丁目1番16号      | 成岡富士夫   |
| 株式会社 新光堂             | 天童市南町一丁目1番15号         | 阿部米位    |
| 株式会社 カバンのフジタ         | 山形市十日町一丁目2番27号        | 藤田宏次    |
| 日本トイザラス株式会社          | 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地    | モニカ・メルツ |
| 株式会社 ハーモニカ           | 東京都西東京市田無町三丁目9番10号    | 松崎好男    |
| 株式会社 ハニーズ            | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1 | 江尻義久    |
| 有限会社 ファンシーコー<br>ナー荒井 | 山形市双月町四丁目3番20号        | 荒井文三郎   |
| 株式会社 システムジュウ<br>ヨン   | 大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号    | 石田勝彦    |
| 株式会社 ファイブ・フォ<br>ックス  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号    | 上田稔夫    |
| 株式会社 ニューステップ         | 東京都中央区新川一丁目22番15号     | 岩田愛一郎   |
| 愛眼株式会社               | 大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号  | 佐々栄治    |
| 株式会社 アカシヤ            | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目11番15号  | 明石重美    |
| 株式会社 文教堂             | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号  | 嶋崎富士雄   |
| 株式会社 夢や              | 香川県高松市朝日新町17番20号      | 高杉弘美    |
| 株式会社 やまと             | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号    | 矢嶋孝敏    |
| 株式会社 アメリカ屋           | 宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1  | 斎藤憲正    |
| 株式会社 タカキュー           | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号       | 臼井一秀    |
| 株式会社 コックス            | 東京都江東区新大橋一丁目8番11号     | 小柳津進    |
| 株式会社 ジェディックス         | 東京都港区高輪一丁目4番10号       | 城尾卓佳    |
| 株式会社 オンワード樫山         | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号     | 水野健太郎   |

|                                        |                          |         |
|----------------------------------------|--------------------------|---------|
| 株式会社 ワー ル ド                            | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号 | 寺 井 秀 蔵 |
| 株式会社 スイートガーデン                          | 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町400番地 | 小 池 和 則 |
| 株式会社ユナイテッド・フ<br>レグランス・オブ・インター<br>ナショナル | 青森県弘前市城東中央三丁目 3 番地 3     | 稲 尾 一 彦 |

## 4 変更年月日

平成20年 8 月21日

## 5 届出年月日

平成20年 9 月16日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年 2 月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成21年 2 月10日まで縦覧に供する。

平成20年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番 1

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 反 田 悦 生 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 勝 浦 二 郎 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 反 田 悦 生 |

|                  |                         |           |
|------------------|-------------------------|-----------|
| 株式会社 ツ ル ハ       | 北海道札幌市東区北24条20丁目 1 番24号 | 鶴 羽 樹     |
| 有限会社 山 形 式 萬 圓 堂 | 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号       | 鈴 木 由 喜 雄 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスパリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号    | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社 ツ ル ハ    | 北海道札幌市東区北24条20丁目 1 番21号 | 鶴 羽 樹   |

3 変更年月日

平成20年 5 月14日

4 届出年月日

平成20年 9 月25日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年 2 月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成20年10月10日印刷  
平成20年10月10日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056